【規程番号　神女大Ｖ－009】

栄養教育実習履修資格についての細則

栄養教育実習を履修しようとする者は、教員採用試験受験を誓約すること、栄養士免許取得見込みであること、管理栄養士養成課程においては、管理栄養士国家試験受験を誓約することとともに、実習に耐え得る心身の健康を保持していること。また3回生終了までに下記の条件を充たしていることを原則とする。

(1) 卒業要件単位の90単位以上修得済みであること。
① 科目の6割以上が「良」以上であること。
② 専門科目については、1～3回生の必修科目をすべて修得済みであること。
③ 全学共通教養科目の日本国憲法、スポーツと健康の科学、基礎トレーニング、外国語コミュニケーションⅠ・Ⅱ及び情報Aの各単位を修得済みであること。

(2) 学校栄養教育論Ⅰ、学校栄養教育論Ⅱ各2単位を修得済みであること。
但し、健康スポーツ栄養学科は学校栄養教育論2単位を修得済みであること。

(3) 3回生までに開講された「教育の基礎的理解に関する科目等」をすべて修得済みであること。

編入生、転学科生、特別な事情により上記条件を充たせない者については、学科内で協議の上対処する。

この細則の改廃は､教職支援センター運営委員会で審議し､部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は平成17年4月1日より適用する。

附　則

この細則は平成21年4月1日より適用する。

附　則

この細則は平成27年4月1日より適用する。

附　則

この細則は平成31年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

この細則は令和5年4月1日より適用する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。